

除却について

除却とは

建築の専門家が地震により倒壊する可能性が高いと判断した建物をすべて壊すことです。

除却の実施方法

建築の専門家に「地震に強くする必要性」について相談してください。（木造住宅耐震無料相談をお使いいただけます。）相談結果から、建物を強くすることについてご検討いただき、除却をする場合には、下記診断を実施の上、専門家に倒壊の可能性について判断してもらいましょう。

助成金の有無

有り：墨田区木造住宅耐震改修促進助成

※助成の対象条件として、建物の過半が住宅で有る必要があります。

除却に関する助成金の一覧

▼「助成対象：除却工事」の対象条件（下記条件を共に満たす方）

助成対象	助成率	助成限度額
除却工事	1 / 2	50万円

- ・誰でもできるわが家の耐震診断（一般財団法人日本建築防災協会）又は耐震診断一般診断法を実施し、その結果から専門家が大地震の際に倒壊する可能性があるとして判断した場合
- ・墨田区が定める緊急対応地区内に建築されている木造建築物であること。
※次頁緊急対応地区図参照

（助成に関する条件については、「除却助成の申請手順と提出書類」をご確認ください。）

緊急対応地区図



向島一丁目から五丁目まで
東向島一丁目から六丁目まで
堤通一丁目及び二丁目
墨田一丁目から五丁目まで
押上一丁目から三丁目まで
京島一丁目から三丁目まで
文花一丁目から三丁目まで
八広一丁目から六丁目まで
立花一丁目から六丁目まで
東墨田一丁目から三丁目まで

本所三丁目
東駒形二丁目
東駒形三丁目

横川二丁目

緊急対応地区： 

